

県南水議発第 号
平成19年11月20日

茨城県南水道企業団

企業長 串田武久 殿

茨城県南水道企業団

議会議長 貫井 徹

会議結果報告について

地方自治法第123条第3項の規定により、次のとおり報告いたします。

記

- 1 平成19年第2回茨城県南水道企業団議会定例会
- 2 開 会 平成19年11月19日
- 3 閉 会 平成19年11月19日
- 4 会 期 1日
- 5 議員の出席 出席13人
- 6 議決件数 4件
- 7 議決の状況

議案番号	件 名	議決年月日	議決の結果
議案第1号	茨城県南水道企業団行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例について	平成19年11月19日	原案可決
議案第2号	茨城県南水道企業団企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について	〃	原案可決
議案第3号	平成18年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算に	〃	認 定

	について		
報告第1号	平成18年度茨城県南水道 企業団水道事業会計予算繰 越計算書の報告について	〃	報 告
報告第2号	平成18年度茨城県南水道 企業団水道事業会計継続費 精算報告書の報告について	〃	報 告
請願第1号	水道料金の値下げを求める 請願について	〃	採 択